

公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会
派遣労働会員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。第3条において「高齢法」という。）第38条の規定に基づき、シルバー人材センター事業の一環として公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）が行う労働者派遣事業（以下「シルバー派遣事業」という。）における派遣労働者としての会員（以下「派遣労働会員」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) シルバー連合とは、シルバー連合本部及び実施事業所をいう。
- (2) 有期雇用派遣労働会員（以下「有期派遣会員」という。）とは、期間を定めた雇用契約（派遣労働契約）を締結し、派遣労働に就業する会員をいう。
- (3) 無期雇用派遣労働会員（以下「無期派遣会員」という。）とは、有期雇用契約が5年を超えて更新された場合、期間の定めのない無期雇用契約への転換権利を行使した会員等で期間を定めずに雇用され派遣労働に就業する会員をいう。
- (4) 派遣労働会員とは有期派遣会員及び無期派遣会員を合わせたものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、連合会がシルバー派遣事業所として届け出た連合会事務所（以下「実施事業所」という。）の派遣労働会員について適用する。

ただし、派遣個別契約書をもって別途の定めをする事項については、その定めによるものとする。また、本規則及び派遣個別契約書に定めのない事項については、法令の定めによる。

第2章 就業の範囲及び派遣労働契約

(就業の範囲)

第4条 シルバー派遣事業における派遣労働は、臨時的かつ短期的な就業（生計の維持を目的とした本格的就業ではなく、任意的就業であって、連続的又は断続的な概ね月10日程度以内の就業）、又はその他軽易な業務（一定の業務のうち、1週間当たりの労働時間が平均的な労働時間に比して相当程度短い業務（1週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えないもの））の範囲とする。ただし、連合会が高齢法第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種の指定を受けた場合は、当該業務については1週間当たりの労働時間を40時間までとすることができる。

(派遣労働を希望する会員の登録)

第5条 シルバー派遣事業による派遣労働を希望する会員は、実施事業所に登録するものとする。

(派遣労働契約)

第6条 連合会は、労働者派遣を希望する派遣先に対して労働者派遣を行う場合は、第5条により登録した会員の希望、能力等と派遣希望事業所の就業条件等を照合して適格な者を選び、当該会員と派遣労働契約を締結するものとする。

2 前項の派遣労働契約は、労働条件通知書兼就業条件明示書及び当該会員の同意書により行うものとする。

(服務)

第7条 派遣労働会員は、派遣就業に当たってこの規則及び連合会があらかじめ明示する労働条件通知書兼就業条件明示書に記載された就業条件に従って就業しなければならない。

2 派遣労働会員は、派遣就業に当たっては前項によるほか、派遣先責任者又は直接の指揮命令者の指揮に従わなければならない。

3 派遣労働会員は、派遣先における就業条件に係る指揮命令が、あらかじめ明示した条件と異なるときは、派遣先責任者又は直接の指揮命令者に対し苦情を申し出ることができるものとし、申し出た苦情について適切な処置が講じられないときは、遅滞なく実施事業所に連絡するものとする。

4 派遣労働会員は、就業に関し次の事項を遵守しなければならない。

(1) シルバー連合又は派遣先の指示に従い、職場の秩序維持又は施設利用上の定めを守らなければならない。

(2) シルバー連合又は派遣先の機密等を漏らし、若しくは連合会又は派遣先に損失を及ぼす等の行為をしてはならない。

(3) シルバー連合又は派遣先の信用又は名誉を傷つけてはならない。

(4) 欠勤若しくは遅刻し又は早退若しくは勤務時間中に勤務を離れようとするときは、事前に派遣先の許可を得なければならない。

(5) 派遣労働会員は、身体的・精神的健康と知識・能力・技術により業務を遂行し、規律、協調、責任を持って派遣労働者としての労務提供を行わなければならない。

(6) 前各号の他、派遣労働会員の遵守すべき事項として明示された事項に従わなければならない。

第2章 労働時間、休憩、休日及び休暇

(所定労働時間、休憩時間及び休日)

第8条 派遣労働会員の所定労働時間は、休憩時間を除いて1週間当たり40時間以内、1日の所定労働時間は8時間以内とし、契約に先立って個別に決定し、労働条件通知書兼就業条件明示書に記載する。また、休憩については、労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に設けるものとする。

2 始業時刻、終業時刻及び休憩時間の配置については、派遣先事業所の事情を勘案して、予め労働条件通知書、就業条件明示書で明示した時間のおりとする。

3 派遣労働会員の休日は、毎週少なくとも1日以上与えるものとする。

(1か月単位の変形労働時間制、休憩時間及び休日)

第9条 前条にかかわらず、派遣先及び派遣労働会員との協議により、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制を適用することがある。

2 変形期間における各日、各週の所定労働時間等（始業時刻、終業時刻及び休憩時間を含む。）については、1か月を平均して週40時間以内とし、前月末日までに該当する会員に対し勤務シフト表等により周知するものとする。

3 事業運営上の必要性等を勘案して、前項で定めた所定労働時間の変更及び追加を行う場合がある。この場合、連合会は事前に適用対象派遣労働会員へ周知・説明のうえ同意を得て、必要な諸手続等を行うものとする。

4 休日は、毎週少なくとも1日以上とし、前月末日までに勤務シフト表等により周知するものとする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第10条 派遣先の業務上の必要がある場合は、所定の勤務時間を超え又は休日に勤務させることができる。

(年次有給休暇)

第11条 派遣労働会員が6か月間継続勤務し、当該年度に所定労働日の8割以上出勤した者に対しては、次の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満で週所定労働日数が4日以下又は年間所定労働日数が216日以下の者に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	勤 続 年 数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

3 派遣労働会員が前二項の休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ所定の手続きに従って派遣先及び実施事業所に届け出ることとする。ただし、派遣先の業務の都合により他の時季に変更することがある。

4 第1項又は第2項の規定により年次有給休暇が10日以上与えられた派遣労働会員に対しては、前項の規定にかかわらず、年次有給休暇を付与した日から1年以内に、当該派遣労働会員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、当該派遣労働会員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、当該派遣労働職員が前項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分を5日から控除するものとする。

第3章 賃金

(賃金)

第12条 派遣労働会員の賃金は、原則として時間給とし、その額は本人の能力、経験、技能、作業内容等を勘案して決定し、労働条件通知書兼就業条件明示書に掲げる。

2 有期雇用派遣労働会員から無期転換した無期雇用派遣労働会員の賃金は従前の内容と同一とする。

(割増賃金)

第13条 時間外勤務手当は、法定労働時間（8時間）を超えるまでは基本給と同じとし、超える部分に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき計算し支給する。

- ① 時間外労働45時間以下・・・・・・・・・・25%
- ② 時間外労働45時間超～60時間以下・・35%
- ③ 時間外労働60時間超・・・・・・・・・・50%

(賃金の計算期間及び支払日)

第14条 賃金は、毎月末日に締め切って計算し、法令の定めにより控除すべき金額を控除した後の金額を、翌月25日に本人名義の預金口座に振り込むことによって支払う。

(その他)

第15条 派遣労働会員の派遣労働の終了に際しては、手当等（労働基準法第20条に基づくものを除く。）は支給しない。

第4章 安全衛生及び災害補償等

(安全衛生)

第16条 派遣労働会員は、シルバー連合又は派遣先の行う安全衛生に関する指示等を守り、災害の防止に努め、健康の管理に留意するものとする。

2 第4条に示す登録に際し、シルバー連合は派遣労働を希望する会員に対して老人保健法による基本健康診査等を受けることを徹底し、その結果の提出を求めることができる。

(災害補償)

第17条 派遣労働会員が、業務上又は通勤途上の災害により負傷し、又は、疾病にかかった場合は、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償を受けることができる。

2 派遣労働会員が前項の補償を受けようとする場合は、シルバー連合に申し出るものとする。

(損害保険)

第18条 シルバー連合は、派遣労働会員のためにシルバー人材センター労働者派遣事業施設所有管理者賠償責任保険（以下「賠償責任保険」という。）に加入し、職務の遂行中において発注者又は第三者の身体又は財物に損害を与えたときは、派遣労働契約及び賠償責任保険の約款の定めに従い賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額は会員の負担とする。

2 会員の故意若しくは重大な過失に起因する賠償責任が発生したとき等において、賠償責任保険で担保できない賠償は、当該会員が負担する。

第5章 無期労働契約への転換

(無期労働契約への転換)

第19条 期間を定めた雇用契約（有期派遣労働契約）を締結し、通算契約期間が5年を超える有期雇用派遣労働会員は、別に定める様式で申込むことにより、別段の定めにより、現在締結している有期派遣労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない派遣労働契約としての雇用に転換することができるものとする。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始し又は更新した有期労働契約の契約期間を通算するものとし現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、次項に定める労働契約が締結されていない期間（クーリング期間）がある場合については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めないものとする。

3 前項における通算契約期間に含めない契約期間（クーリング期間）は、次のとおりとする。

通算の対象となる有期労働契約の契約期間	契約がない期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超～	6か月以上

4 第1項により、無期転換を希望した場合は、当該有期派遣契約が終了した翌日から無期派遣会員に転換するが、シルバー連合が労働局長の認定を受けた場合であって、有期雇用特別措置法による特例の対象となる定年後継続雇用の高齢者についてはこの限りではない。

第20条 この規則に定める労働条件は、前条の規定により無期労働契約での雇用に転換した後も原則として適用される。

2 前項の規定にかかわらず、シルバー連合は、業務上必要がある場合に、無期労働契約への雇用に転換した派遣労働会員に対し、派遣先又は派遣先における就業場所及び従事する業務内容等の変更を命ずることがある。

3 前項の場合、無期派遣労働会員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(無期派遣労働会員の定年)

第21条 無期派遣労働会員の定年は満75歳とし、退職日は当該定年の日以降における最初の3月31日とする。

2 前各項の規定により定年退職となった派遣労働会員が引き続き就業を希望し、派遣元が就業先を提供できるときは有期派遣会員として就業できる。

(75歳以上の有期派遣労働会員の雇用契約期間)

第22条 派遣労働契約締結時において既に75歳以上の有期派遣労働会員の雇用契約期間は、派遣労働契約締結日以降における最初の3月31日が期間満了日となる。ただし、期間満了となった有期派遣労働会員が引き続き就業を希望し、派遣元が就業先を提供できるときは、契約を更新する場合がある。以降の更新可否についても同様とするが、通算契約期間は5年を上限とする。

1 この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年6月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。